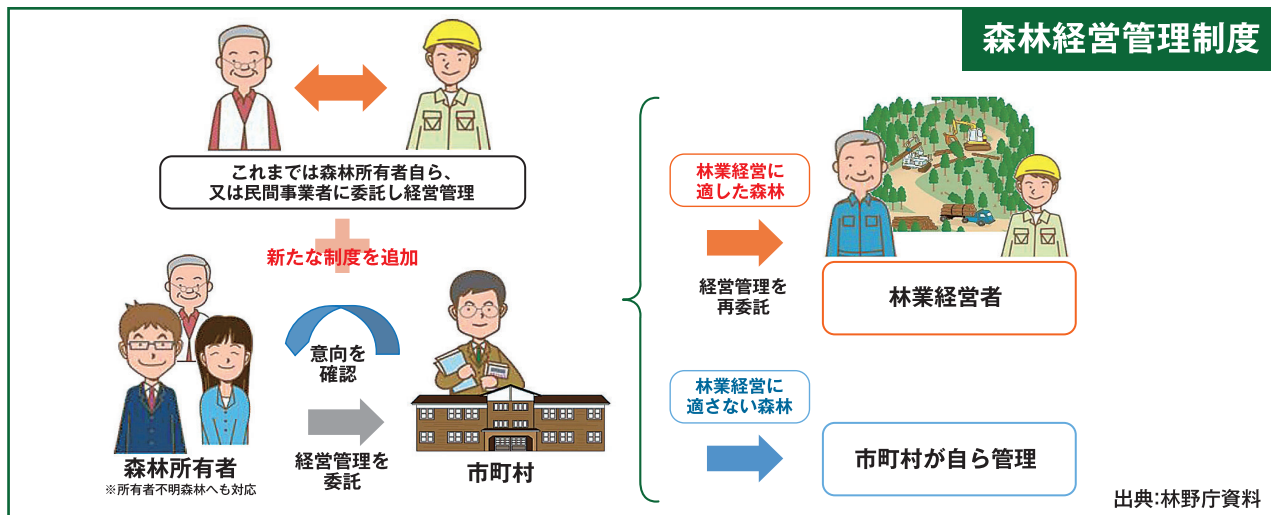


# 森林・林業を取り巻く情勢の変化等

## ■ 森林経営管理制度

平成 31 年 4 月、森林経営管理法が施行され、市町村は、経営管理されていない私有林の経営管理権を取得し、このうち林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営体に再委託するとともに、林業経営に適さない森林については、森林環境譲与税を活用して、自ら間伐等の森林整備を実施することとなりました。



## 【森林環境譲与税】

森林経営管理制度の施行に合わせ、令和元年度から市町村及び都道府県に森林環境譲与税の譲与が開始されました。

使 途：森林の整備及び、人材の育成確保・普及啓発・木材利用の促進など森林の整備の促進に関する施策

※ 山梨県への譲与額(試算)

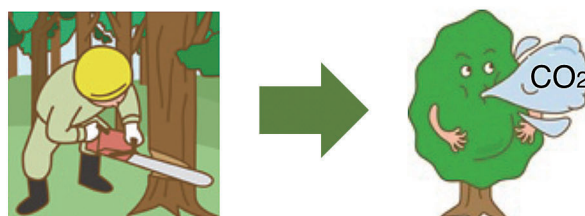
(千円/年)

	令和元年	令和2~3年度	令和4~5年度	令和6年度~
市町村	166,000	352,000	456,000	560,000
県	41,000	62,000	62,000	62,000
計	207,000	414,000	518,000	622,000

荒廃森林の解消については、県税事業と国の森林環境譲与税を活用した市町村による森林整備を車の両輪として推進することとします。

## ■ 2050年カーボンニュートラル宣言

令和 2 年 10 月、国は 2050 年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、木質バイオマス資源の活用や森林吸収源対策としての間伐・再造林の重要性が増大しています。



元気な森林が「二酸化炭素を吸収」

# 第3期計画に取り組む事業

## I 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

### 荒廃森林再生事業

目標 3,460ha

荒廃した民有林の人工林を針葉樹と広葉樹の混じり合った森林に誘導するための間伐を行います。間伐によって、森林内の樹木や低木、地表の植物の生育状況が良くなることで、水をたくわえる、土砂崩れを防ぐといった本来森林が持つ機能が高まります。



整備前

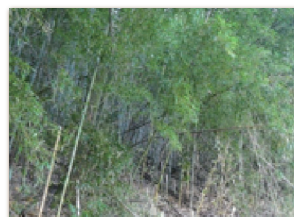


整備後

### 里山再生事業

目標 500ha

長期間放置され、ヤブ化した里山林において、不用木やつる、竹を除去することにより、明るく開放的な里山林に再生します。里山林の再生により、周辺地域の景観が改善され、林内の見通しが良くなり、野生動物が人々の生活域に侵入することを防ぎます。



整備前



整備後

### 広葉樹の森づくり推進事業

目標 30ha

伐採後に森林の状態に回復していない林地に広葉樹を植栽します。植栽した広葉樹が成長することで、水をたくわえる機能や土砂崩れを防ぐといった本来森林が持つ機能が高まります。



整備前



整備後

## II 木材・木質バイオマスの利用促進

### 未利用材活用促進事業

新規 (運搬経費助成)

2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、林地内に残されている未利用材（伐採時などに発生する末木枝条、ナラ枯れ被害木等）の運搬経費を助成し、バイオマス資源としての利用を促進します。



## III 社会全体で支える仕組み

### 県民参加の森林づくり推進事業

拡充 (PR 動画発信、情報誌増刷)

森林整備現場見学会の開催や、情報誌を発行し、税がどのように利用されているか県民への周知を図ります。

### 森林環境保全基金運営協議会開催費

税の活用について広く県民の意見を反映させるため、有識者等により構成される協議会において、事業効果の検証等を行います。



現場見学会



基金運営協議会